

# 大王小学校ネットワーク利用ガイドライン(教師用)

## 1 ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、大王小学校におけるインターネット利用を含むコンピュータネットワーク利用に関する内容に適用されるものとする。

## 2 ネットワーク利用の基本

本校においてネットワークを利用するにあたっては、法及び条例に違反することなく児童及び関係者の個人情報の保護に努めると共に、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際教育の推進、総合的な学習の視点から、教育の推進や教育課題の解明に寄与するように努めなければならない。

## 3 ネットワークの利用形態

### (1) 情報の発信

総合的な学習や特別活動・各教科等での取り組みを学校のホームページで発信する。

### (2) 情報の受信

学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。

### (3) 情報検索および収集

ホームページ・電子メールを使用して学習に関連する情報を検索・収集したり、質問・回答を送受信したりする。

### (4) 教材作成

ホームページ・電子メールを使用して授業で活用できるデータを収集・加工して、教材づくりに活用する。

### (5) 国内および国際交流

ホームページ・電子メールを使用して、国内の学校や海外の都市・学校等との交流・通信を行う。

### (6) インターネット上の共同研究への参加

国や地方自治体等の公的機関が推進しているインターネット上の共同研究への参加

## 4 利用の手続き

ネットワークを利用する場合には、コンピュータ室利用簿に、通信日時、利用者名、用途等を記載する。

## 5 禁止される行為

- (1) 公序良俗，法令に違反する行為を目的とした利用。
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為。
- (3) 他人の知的所有権や著作権を侵害する行為。
- (4) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為。
- (5) 他人に不利益を与える行為。
- (6) 他人を誹謗中傷する行為。
- (7) 大王小学校ネットワーク管理業務を妨げる行為。

## 6 ホームページ作成

- ・ 本校の教育活動についての理解を促すため、学校・学級・個人・クラブ・委員会活動等の活動内容の公開を基本とする。
- ・ 情報公開に当たっては、以下の項目にあげる指導上知り得た秘密の遵守・プライバシーの保護などに関して十分配慮する。

### 《作成内容について》

- (1) 公的な帳簿及びその写しなどの公開されていないもの（成績など）や、プライバシーの侵害となるおそれがあるもの（国籍，住所，電話番号，生年月日，個人写真，実名，思想，宗教など）は公開しない。
- (2) 集合写真（個人名が特定できないもの。クラス紹介，行事，委員会クラブなどの紹介）や児童及び保護者のメールアドレスは，状況によって公開できる。
- (3) 数人程度の個人が特定される写真（学校行事等の紹介に関するもの）については，当該児童の保護者の承認によって公開することができる。
- (4) 児童の作品（絵画，工作，習字，作文など）については，児童本人および保護者の承諾によって公開することができる。

### 《リンクについて》

- (1) 公的機関については，リンクすることができる。
- (2) ページ作成者（児童は除く）により教育的に有用と認められるサイトについては，状況によりリンクすることができる。
- (3) 上記(1)(2)に該当しないサイトについては，リンクをすることはできない。  
大王小学校内で作成したページに関しては，リンクを自由に行えるものとする。ただし，そのリンクの維持に当たっては，ページの作成者が責任をもって管理することとする。

### 《著作権》

各ページの著作権に関しては，すべて大王小学校が有するものとする。

## 7 情報検索及び収集に関する指導事項

### (1) インターネット

何を調べたいのか，はっきりとした目的意識をもって使用させる。

入手した情報を利用したり加工したりするときは，著作権に十分留意させる。

著作権とは  
小説・論文・音楽・キャラクター・プログラムなどを創った人に認められている権利で，法律で守られている。したがって創った人の許可なく他人が勝手に利用できない。

ホームページの中には，人を不愉快にしたり，犯罪をおおるような有害情報を載せているものもあるので，そのようなホームページは見せないようにする。

情報には無料のものと有料のものがあるので，有料の情報を利用する場合は，教師の許可を得るようにさせる。

コンピュータウィルスを含んでいるものがあるのでダウンロードを行う際は，必ず教師の許可を得るようにさせる。

情報には無料のものと有料のものがあるので，有料の情報は利用しない。

コンピュータウィルスを含んでいるものがあるのでダウンロードを行う際は，必ず教師の許可を得るようにさせる。

## (2) 電子メール

コンピュータの向こうに人がいることをいつも認識して、心のこもった交流の輪を広げることができるようにする。

- ・ 内容が一目で分かるような標題を付けさせる。
- ・ 署名を付け発信元を明らかにさせる。
- ・ 本文は簡潔に、適切な内容や言葉遣いをさせる。
- ・ 家の住所や電話番号を書かないようにさせる。
- ・ 電子メールを送信する際は、必ず教師の確認を得るようにさせる。

メールアドレスは組織を表すので、学校の一員として誇りや自覚をもって正しく利用させる。

いわゆるチェーンメール等には関与しないようにさせる。

発信元のわからないメールはむやみに開かず、先生に相談してからにする。

## (3) ホームページ作成

ホームページ作成のねらい「誰に向けて」「何の目的で」「何を伝えるのか」「どうすればうまく伝わるか」など明確にして作成させる。

特定の人を傷つける情報や、あやふやな情報は載せないようにさせる。(人権の尊重)

著作権に留意させ、児童・生徒が創ったり調べたりしたものを載せるようにさせる。

ホームページは、世界に向けて発信されるので、品位あるものを作成させる。